

2024年12月26日 一部改正
2024年7月23日 技術委員会 審議
2024年12月26日 国土交通大臣 認可

簡易型船舶自動識別装置

改正対象

安全設備規則
安全設備規則検査要領

改正理由

2022年4月に発生した小型旅客船の事故を踏まえて国土交通省にて実施された検討の結果、小型船舶の航海設備や無線設備に関する要件を一部強化するため、船舶設備規程及び船舶検査心得が2024年4月に改正された。

このため、当該改正に基づき、関連規定を改める。

改正内容

沿海区域を航行区域とする船舶であって、平水区域から2時間以内で往復できる区域等のみを航行する総トン数500トン未満の船舶のうち、人の運送をする事業の用に供するものであって、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置（Float Free Satellite EPIRB）及び船舶自動識別装置（AIS）を備えない船舶には、簡易型船舶自動識別装置（簡易型AIS）を備えるよう規定する。

施行及び適用

2025年4月1日から施行。

ただし、2025年4月1日前に建造契約が行われた船舶については、主要な変更もしくは改造を行うか、又は最初の定期検査までの期間は適用しない。

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク(*)は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID: DD24-18

「簡易型船舶自動識別装置」新旧対照表

新	旧	備考
<p>安全設備規則</p> <p>2編 検査</p> <p>2章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類*</p> <p>-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち次に掲げる図面その他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。設備登録申込者は、本会が別に定めるところにより登録検査申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。</p> <p>((1)から(5)は省略)</p> <p>(6) 航海設備図（磁気コンパス（羅盆を含む）、ジヤイロコンパス、航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、音響測深機、船速距離計、舵角指示器、プロペラ回転数表示器、プロペラ回転方向（可変ピッチプロペラの場合にはピッチ角）表示器、推力計（ある場合に限る）、回頭角速度計、衛星航法装置、レーダー反射器、音響受信装置、船首方位伝達装置、</p>	<p>安全設備規則</p> <p>2編 検査</p> <p>2章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.2 提出図面及びその他の書類*</p> <p>-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち次に掲げる図面その他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。設備登録申込者は、本会が別に定めるところにより登録検査申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。</p> <p>((1)から(5)は省略)</p> <p>(6) 航海設備図（磁気コンパス（羅盆を含む）、ジヤイロコンパス、航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、音響測深機、船速距離計、舵角指示器、プロペラ回転数表示器、プロペラ回転方向（可変ピッチプロペラの場合にはピッチ角）表示器、推力計（ある場合に限る）、回頭角速度計、衛星航法装置、レーダー反射器、音響受信装置、船首方位伝達装置、</p>	

「簡易型船舶自動識別装置」新旧対照表

新	旧	備考
<p>船舶自動識別装置, <u>簡易型船舶自動識別装置</u>, 航海情報記録装置, 船首方位制御方式自動操舵装置（又は航跡制御方式自動操舵装置）, 船橋航海当直警報装置, 電子海図情報表示装置, 昼間信号灯の数量及び要目を示したもの） ((7)から(8)は省略)</p> <p>2.1.3 工事の検査</p> <p>-1. 安全設備関係工事の立会の時期は次のとおりとする。ただし、製造中の設備、技術及び品質管理の実状に応じて立会の時期を増減することがある。</p> <p>((1)から(7)は省略)</p> <p>(8) 磁気コンパス（羅盆を含む）、ジャイロコンパス、航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、音響測深機、船速距離計、舵角指示器、プロペラ回転数表示器、プロペラ回転方向（可変ピッチプロペラの場合にはピッチ角）表示器、推力計（ある場合に限る）、回頭角速度計、衛星航法装置、レーダー反射器、音響受信装置、船首方位伝達装置、船舶自動識別装置、<u>簡易型船舶自動識別装置</u>、航海情報記録装置、船首方位制御方式自動操舵装置（又は航跡制御方式自動操舵装置）、船橋航海当直警報装置、電子海図情報表示装置、昼間信号灯、水先人用移乗設備の試験を行うとき。 ((9)及び(10)は省略)</p>	<p>船舶自動識別装置、航海情報記録装置、船首方位制御方式自動操舵装置（又は航跡制御方式自動操舵装置）、船橋航海当直警報装置、電子海図情報表示装置、昼間信号灯の数量及び要目を示したもの） ((7)から(8)は省略)</p> <p>2.1.3 工事の検査</p> <p>-1. 安全設備関係工事の立会の時期は次のとおりとする。ただし、製造中の設備、技術及び品質管理の実状に応じて立会の時期を増減することがある。</p> <p>((1)から(7)は省略)</p> <p>(8) 磁気コンパス（羅盆を含む）、ジャイロコンパス、航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、音響測深機、船速距離計、舵角指示器、プロペラ回転数表示器、プロペラ回転方向（可変ピッチプロペラの場合にはピッチ角）表示器、推力計（ある場合に限る）、回頭角速度計、衛星航法装置、レーダー反射器、音響受信装置、船首方位伝達装置、船舶自動識別装置、航海情報記録装置、船首方位制御方式自動操舵装置（又は航跡制御方式自動操舵装置）、船橋航海当直警報装置、電子海図情報表示装置、昼間信号灯、水先人用移乗設備の試験を行うとき。 ((9)及び(10)は省略)</p>	<p>船級としても、簡易型船舶自動識別装置が配置されていることを図面で確認するため規定。</p> <p>船級としても、簡易型船舶自動識別装置が配置されていることを図面で確認するため規定。</p>

「簡易型船舶自動識別装置」新旧対照表

新	旧	備考
<p>2.1.4 船上に保持すべき図面等*</p> <p>-4. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる機器について、検査又は検定に合格しているものであることを示す証明書（有効期限がある証明書については、登録検査時に有効であること）が船舶に備えられていることを確認する。</p> <p>((1)から(26)は省略)</p> <p>(27) 船舶自動識別装置 (28) <u>簡易型船舶自動識別装置</u> (29) 舵角指示器 (30) プロペラ回転数指示器 (31) 推力指示器 (32) 回頭角速度計 (33) 船首方位制御装置又は航路制御装置 (34) 航海情報記録装置 (35) 水先人用移乗設備 (36) 船舶長距離識別追跡装置</p>	<p>2.1.4 船上に保持すべき図面等*</p> <p>-4. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる機器について、検査又は検定に合格しているものであることを示す証明書（有効期限がある証明書については、登録検査時に有効であること）が船舶に備えられていることを確認する。</p> <p>((1)から(26)は省略)</p> <p>(27) <u>自動船舶識別装置</u> (新規) (28) 舵角指示器 (29) プロペラ回転数指示器 (30) 推力指示器 (31) 回頭角速度計 (32) 船首方位制御装置又は航路制御装置 (33) 航海情報記録装置 (34) 水先人用移乗設備 (35) 船舶長距離識別追跡装置</p>	
3章 年次検査	3章 年次検査	
3.2 安全設備の年次検査	3.2 安全設備の年次検査	
3.2.4 安全設備の整備確認*	3.2.4 安全設備の整備確認*	

「簡易型船舶自動識別装置」新旧対照表

新	備考
表 3.2 安全設備の現状検査	
検査項目	確認事項
非常配置表等	最新の非常配置表が目に付き易い場所に掲示されていることを確認する。 救命艇及び救命いかだの乗艇場所の近傍にその操作のためのポスター等が掲げられていることを確認する。
救命艇及び救命いかだ	救命艇及び救命いかだ（艤装品、救命艇離脱装置、救命艇水圧離脱保護装置及び救命いかだ用水圧式離脱装置を含む）が現状良好であることを確認する。救命艇及び救命いかだに搭載されている艤装品の有効期限を確認する。
救助艇	救助艇（艤装品を含む）が現状良好であることを確認する。
救命索発射装置	ロケットの有効期限を確認する。
落下傘付信号及び火せん	本体の有効期限を確認する。
救命胴衣、イマーションスーツ及び耐暴露服	備え付けられた救命胴衣（笛、再帰反射材及び救命胴衣灯を含む）、イマーションスーツ及び耐暴露服が現状良好であることを確認する。
救命浮環	1) 備え付けられた救命浮環（自己点火灯、自己発煙信号及び浮揚性の索を含む）が現状良好であることを確認する。 2) 自己発煙信号の有効期限を確認する。
航海灯、形象物及び音響信号装置	航海灯、形象物及び音響信号装置が現状良好であることを確認する。
磁気コンパス（羅盤を含む） ジャイロコンパス 航海用レーダー ¹⁾ 電子プロッティング装置 自動物標追跡装置 自動衝突予防援助装置 音響測深機 船速距離計	現状良好であることを確認する。ただし、作動させて確認することが困難な場合には、記録によって確認して差し支えない。

「簡易型船舶自動識別装置」新旧対照表

新	備考
舵角指示器 プロペラ回転数表示器 プロペラピッチ表示器 推力計 回頭角速度計 衛星航法装置 レーダー反射器 音響受信装置 船首方位伝達装置 <u>簡易型船舶自動識別装置</u> 船首方位制御方式自動操舵装置 (又は航跡制御方式自動操舵装置) 船橋航海当直警報装置 電子海図情報表示装置 国際信号旗 昼間信号灯 その他の航海設備	現状検査も規定。
水先人用移乗設備	現状良好であることを確認する。
GMDSS 設備	現状良好であることを確認する。ただし、作動させて確認することが困難な場合には、記録によって確認して差し支えない。なお、当該確認のための作動を第三者が行う場合には、当該第三者は、本会が適当と認める事業者でなければならない。
航海情報記録装置（簡易型航海情報記録装置を含む。）	試験所が発行する証明書を基に有効期限等を確認する。 本会が適当と認める事業者により適正な年次性能試験が実施されていることを確認する。
船舶自動識別装置	本会が適当と認める事業者により適正な年次性能試験が実施されていることを確認する。 試験結果報告書を基に有効期限等を確認する。

「簡易型船舶自動識別装置」新旧対照表

新	旧	備考
<p>4 編 航海設備</p> <p>2章 航海設備</p> <p>2.5 試験</p> <p>2.5.1 製造所等における試験*</p> <p>次に掲げる装置、機器等は、付属する予備装置も含め、船舶への搭載前に附属書に定める性能基準又はそれと同等以上の基準に適合するものであることを本会が適當と認める機関により確認されたものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、レーダー反射器及び電子海図情報表示装置 (2) 磁気コンパス、ジャイロコンパス、音響測深機、船速距離計、回頭角速度計、船首方位伝達装置並びに船首方位制御方式及び航跡制御方式自動操舵装置 (3) 音響受信装置、船舶自動識別装置、<u>簡易型船舶自動識別装置</u>、船舶長距離識別追跡装置、航海情報記録装置及び船橋航海当直警報装置 (4) ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHF デジタル選択呼出装置、VHF デジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置 	<p>4 編 航海設備</p> <p>2章 航海設備</p> <p>2.5 試験</p> <p>2.5.1 製造所等における試験*</p> <p>次に掲げる装置、機器等は、付属する予備装置も含め、船舶への搭載前に附属書に定める性能基準又はそれと同等以上の基準に適合するものであることを本会が適當と認める機関により確認されたものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、レーダー反射器及び電子海図情報表示装置 (2) 磁気コンパス、ジャイロコンパス、音響測深機、船速距離計、回頭角速度計、船首方位伝達装置並びに船首方位制御方式及び航跡制御方式自動操舵装置 (3) 音響受信装置、船舶自動識別装置、船舶長距離識別追跡装置、航海情報記録装置及び船橋航海当直警報装置 (4) ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHF デジタル選択呼出装置、VHF デジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置 	

「簡易型船舶自動識別装置」新旧対照表

新	旧	備考
<p>(5) 国際信号旗及び昼間信号灯 (6) 衛星航法装置 (7) 水先人用はしご</p> <p>3章 航路を制限される船舶及び 小型の船舶に施設される航海設備の特例</p> <p>3.2 航海設備</p> <p>3.2.8 船舶自動識別装置 (AIS)</p> <p>-1. 2.1.16 にかかわらず、国際航海に従事しない総トン数 500 トン未満の船舶については船舶自動識別装置を備えなくても差し支えない。ただし、次の(1)から(3)のすべてに該当する船舶については、本会が適当と認める簡易型船舶自動識別装置を備えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <i>Coasting Service</i> 又はこれに相当する付記を有する船舶 (2) 船舶自動識別装置及び浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備えない船舶 (3) 本会が別に定める船舶 	<p>(5) 国際信号旗及び昼間信号灯 (6) 衛星航法装置 (7) 水先人用はしご</p> <p>3章 航路を制限される船舶及び 小型の船舶に施設される航海設備の特例</p> <p>3.2 航海設備</p> <p>3.2.8 船舶自動識別装置 (AIS)</p> <p>-1. 2.1.16 にかかわらず、国際航海に従事しない総トン数 500 トン未満の船舶については船舶自動識別装置を設けなくても差し支えない。</p>	<p>JG 船舶設備規程の一部改正（令和 6 年 3 月 25 日国土交通省令第 24 号） 第 311 条の 21 の 2 から取入れ。</p>

「簡易型船舶自動識別装置」新旧対照表

新	旧	備考
附 則		
<p>1. この改正は、2025年4月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2. 施行日前に建造契約が行われた船舶（建造契約がない船舶にあっては、2025年10月1日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にあるもの）については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。</p>		

「簡易型船舶自動識別装置」新旧対照表

新	旧	備考
安全設備規則検査要領 2編 検査 1章 通則 1.1 一般 1.1.3 検査の実施及び時期 -1. (省略) -2. (省略) -3. 規則 2編 1.1.3-5.(2)に該当する臨時検査については次による。 ((1)から(6)は省略) <u>(7) 簡易型船舶自動識別装置</u> <u>2025年4月1日前に建造契約が行われた船舶</u> <u>(建造契約がない船舶にあっては、2025年10月1日前に建造開始段階にあるもの)</u> であつて、 <u>2029年4月1日前に船舶所有者に引き渡されたものについて、規則4編 3.2.8-1.</u> ただし書きにより簡易型船舶自動識別装置を備えることが要求される場合には、 <u>2025年4月1日</u>	安全設備規則検査要領 2編 検査 1章 通則 1.1 一般 1.1.3 検査の実施及び時期 -1. (省略) -2. (省略) -3. 規則 2編 1.1.3-5.(2)に該当する臨時検査については次による。 ((1)から(6)は省略) (新規)	JG 船舶設備規程（令和6年3月25日国土交通省令第24号）の附則第2条第1項第1号ロを参考に規定。

「簡易型船舶自動識別装置」新旧対照表

新	旧	備考
<p>以降に主要な変更もしくは改造を行うか、又は 2025 年 4 月 1 日以後の最初に行われる定期検査の時期までに、当該装置が備えられることを確認する。</p> <p>4 編 航海設備</p> <p>2 章 航海設備</p> <p>2.5 試験</p> <p>2.5.1 製造所等における試験</p> <p>-1. 規則 4 編 2.5.1 に規定する「本会が適當と認める機関」とは、国、JCI 又は HK をいう。ただし、<u>簡易型船舶自動識別装置</u>、現存船に既に搭載されている機器等については、上記以外の機関を認めることがある。</p>	<p>4 編 航海設備</p> <p>2 章 航海設備</p> <p>2.5 試験</p> <p>2.5.1 製造所等における試験</p> <p>-1. 規則 4 編 2.5.1 に規定する「本会が適當と認める機関」とは、国、JCI 又は HK をいう。ただし、現存船に既に搭載されている機器等については、上記以外の機関を認めることがある。</p>	

「簡易型船舶自動識別装置」新旧対照表

新	旧	備考
<p>3章 航路を制限される船舶及び 小型の船舶に施設される航海設備の特例</p> <p>3.2 航海設備</p> <p>3.2.8 船舶自動識別装置 (AIS)</p> <p>-1. 規則 4 編 3.2.8-1.にいう 「本会が適當と認める簡易型船舶自動識別装置」とは、国が定める無線設備規則第 45 条の 3 の 4 第 3 項に規定する簡易型船舶自動識別装置をいう。</p> <p>-2. 規則 4 編 3.2.8-1.(3)にいう 「本会が別に定める船舶」とは、海上運送法第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（物のみの運送の用に供する船舶を除く。）をいう。</p>	<p>3章 航路を制限される船舶及び 小型の船舶に施設される航海設備の特例</p> <p>3.2 航海設備</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>JG 船舶設備規程第 311 条の 21 の 2 に対する船舶検査心得</p> <p>JG 船舶設備規程第 311 条の 21 の 2 の告示で定める船舶を定める告示</p>
<p>附 則</p> <p>1. この改正は、2025 年 4 月 1 日から施行する。</p>		